

## 生活習慣病管理料Ⅱについてのお知らせ

厚生労働省が定める対象疾患を主病とする患者様に対して【特定疾患療養管理料】(225点)を算定しております。

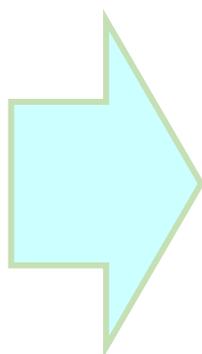
今回、2024年6月の報酬改定により特定疾患管理料の対象から「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が除外されることとなりました。

このため2024年6月1日から指針通り、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかを中心的に治療を行っているすべての患者様は【特定疾患療養管理料】から【生活習慣病管理料Ⅱ】(330点)へ移行します。

当院では、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のいずれかが主病で通院中の患者様には、【生活習慣病管理料Ⅱ】を算定し、医師が作成した療養計画を基に個人に応じた目標設定、服薬指導等、採決の結果の総合的な治療管理を実施いたします。

また、今回の改定にて算定方法が以下のように変更となります。

現行 / 改定前 (~2024年5月31日)	
再診料	(73点)
外来管理加算	(52点)
特定疾患療養管理料	(225点)
特定疾患処方加算	1(18点) 2(66点)
処方料	(68点)
合計( 436点 / 484点 )	



改定後 (2024年6月1日~)	
再診料	(75点)
生活習慣病管理料Ⅱ	(330点)
処方料	(60点)
合計( 465点 )	

※窓口負担が上記の例に変更なりますが、年齢や保険の種類、診察内容その他の加算によって点数は異なります。

## 療養計画書について

【生活習慣病管理料 Ⅱ】の算定にともない、患者様個々に応じた目標設定  
血圧や体重、食事・運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した  
療養計画書の作成が必須となりました。

これは生活習慣病に関する総合的な治療管理が重要であるという観点から  
生活習慣の問題点を把握し、検査内容を理解し、目標設定することで治療  
管理を行うことを目的とされています。

概ね4カ月に1回程度、計画書を作成いたします

初回時には必ず「療養計画書」に署名(サイン)をいただきます。  
また、再度計画書を作成した場合にも署名(サイン)をいただくことが  
あります。

※ お忙しい中、ご来院をいただき申し訳ございませんがお手数をおかけ  
いたしますこと、ご協力のほどなにとぞお願い申し上げます。